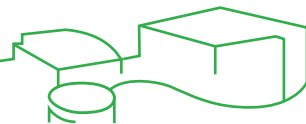


お知らせ information



「夢に挑戦・めざせ起業家」 起業家支援セミナーを開催

知多半島5市5町の商工会議所・
商工会が連携して開催する起業家
支援セミナーです。

■日 時

▽立志編
平成30年1月20日(土)

▽実践編
①平成30年1月27日(土)
②平成30年2月 3日(土)
③平成30年2月10日(土)

時間は各日とも午前9時30分～
午後4時30分

■会 場

半田商工会議所3階会議室

■内 容

▽立志編 起業の心構えと基礎
知識、起業準備プランの作成
など

▽実践編 マネジメントの基本、
起業準備・ドリーム計画作成な
ど

■対象者

▽立志編 開業を目指すサラ
リーマン、OL、主婦、学生など

▽実践編 立志編受講者とこれ
までに起業家セミナーや創業
塾などを受講し、創業意欲の
ある方、創業間もない(開業後
5年未満)方

■受講料

▽立志編のみ1,000円

▽実践編のみ3,000円

▽立志編&実践編4,000円

※欠席された場合でも、ご返金
はできません。

■定 員

▽立志編 40人

▽実践編 20人

■申込期限 12月28日(木)

■申し込み・問い合わせ先

半田商工会議所 ☎(21)0311
半田市銀座本町1-1-1



あいち健康プラザ工作 教室「クリスマスグッズ をつくろう」を開催

あいち健康プラザ健康科学館で
は、工作教室「クリスマスグッズを
つくろう」を開催します。クリスマス
に飾るオリジナルオーナメントを作
りませんか。

■日 時 12月3日(日)、9日(土)、
10日(日)、17日(日)、23日(土・
祝)で各日2回開催します。1回目
が午前10時から正午まで(受付
は、午前9時30分から午前11時
30分)、2回目が午後1時30分
から午後4時まで(受付は、午後1時
から午後3時30分)です。

■場 所 あいち健康プラザ健康
科学館(東浦町大字森岡)

■対 象 どなたでも

■定 員 各回70人(混雑時は整
理券を配布します)

■参加費 科学館入館料大人410
円・小中学生160円(未就学児は
無料)

■問い合わせ先

あいち健康プラザ健康科学館
☎0562(82)0211(代表)
詳しい内容はあいち健康プラザ
のホームページをご覧ください。



家屋の新築、増築、取り壊 しをされた方へのお知らせ

家屋の固定資産税は、毎年1月1
日現在の所有状況により課税され
ます。

新築、増築家屋については、固定
資産評価額算定のための調査をす

る必要があります。取り壊した家屋につ
いては、年内に取り壊したことを確
認して課税台帳から抹消する必要
があります。新築、増築、取り壊しを
された方、または年末までにこれら
の予定がある方はお知らせくださ
い。

また、一定の条件の下で家屋を
改修した方については、固定資産
税が減額となる制度があります。

▽耐震改修減額

▽バリアフリー改修減額

▽省エネ改修減額

これらの制度の適用を受けるた
めには、申告が必要になります。

■申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎(48)1111(内1109・1110)



住宅用地の利用状 況が変わった場合 は申告が必要です

住宅用地は、税負担を軽減する
必要があるため、所有者からの申
告により課税標準の特例措置が適
用されます。

この制度を適正に運用するた
め、土地所有者の方は、土地の利用
状況が次のように変わった場合に
は、申告が必要になります。

▽更地に住宅を新築し、新たに
住宅用地になった場合

▽店舗などを住宅に改築し、住
宅用地になった場合

▽併用住宅(店舗兼住宅など)
で、居住部分とそれ以外の部分
の床面積に変更があった場合

▽住宅を店舗などに改築し、住
宅用地でなくなった場合

▽土地の利用状況を変更した場合
(例:隣接地を取得して住宅用
地とした、新たに敷地の一部を
貸し駐車場に変更したなど)

▽住宅を取り壊し、住宅用地で
なくなった場合

▽住宅用地の住宅戸数に変更が
あった場合

■申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎(48)1111(内1109・1110)

今月の納税など

固定資産税・都市計画税
3期分

公共下水道事業受益者負担金
3期分

後期高齢者医療保険料
6期分

納期限は**12月25日(月)**です。

※口座振替の方は、口座の残高
確認をお願いします。